

平成27年度

事業計画書

社会福祉法人よいち福祉会

平成27年度 社会福祉法人よいち福祉会 事業計画書

○重点的な取組み

(1) 社会福祉法人制度改革への対応強化

ア. 28年度に施行される社会福祉法の改正など社会福祉法人制度改革に対して、法人として前向きに対応することとし、透明性のある法人運営や一層の地域貢献に取り組む。

イ. 制度改正による社会福祉法人としての社会貢献事業として、低額での高齢者見守りシステムの導入や低所得者対策に対する減免などを積極的に行うとともに、行政など地域の機関と連携を図りながら社会福祉法人としての独自の役割を高める取り組みを進める。

(2) 積丹町地域密着型特養施設整備の適正な推進

ア. 27年度に整備する積丹町地域密着型特養の施設整備に際しては、契約、工事施工等事業全般において、積丹町と連携して適切な事業遂行に努める。

イ. 特養オープンに向けて材確保及び人材育成を推進する。

ウ. 工事実施に当たっては、積丹町と緊密に連携し、地域にとってより有効な整備となるよう配慮する。

(3) 経営の安定化に向けた取り組み推進

ア. 介護報酬マイナス改定による影響軽減のため経営合理化を一層推進する。また、特養など稼働率が低下している事業については、稼働率向上の取り組みを強化する。

イ. サービス付き高齢者向け住宅など新規に開設した事業の効率的な運営を一層進めることで、経営の安定化に資する。

(4) 人材確保・育成とサービスの質の向上の取り組みの強化

ア. 人材確保については、特に採用が厳しい介護現場の職員確保に向けて、外国人技能実習生の受入れや現行制度化での外国人受入れについて更に積極的に推進する。

- イ. フィリピン人の介護人材受入れで蓄積したノウハウを生かし、ベトナムなど他の外国人介護人材受入れについて検討する。
- ウ. 子育て世帯や単身子育て世帯への待遇見直しを進め、法人として子育てをする職員への支援を強化するとともに、働きやすい環境を整備することで職員確保に繋げる。
- エ. 地域の学校と連携を強化し、児童、生徒に対する介護教育を推進することで、地域の介護人材育成を進める。
- オ. 外部評価の実施などサービスの質の向上を図る取り組みを一層推進し、その取り組み内容を適時に情報発信し、法人への信頼を高める取り組みに努める。

(5) 法人事業の将来計画検討

- ア. サービス付き高齢者住宅の需要動向等を見極めて、黒川町15丁目の法人所有地での整備について検討するとともに、配食拠点の整備、高齢者・障がい者などのコミュニティー拠点整備についても検討する。
- イ. 法人の様々な将来事業に向けて、有効活用できる土地の取得等を検討する。

(6) 就労環境の改善

- ア. 自らの専門的分野の知識取得を支援するために職員研修を積極的に進める。
- イ. 職務に直接関連する資格取得の学習・研修などに対して、法人として積極的に支援する。

○平成27年度 介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○はじめに

特養においては、介護保険制度の改正により介護報酬の減収が明確であることから、入居稼働率の向上を図るために新入居調整の迅速化、事故による入院予防などの対応策を強化する。また、その改正では要介護の重度化対応が望まれていることから、看取り介護を推進し、特養の終の棲家としての機能を強化する。

地域の福祉拠点となる役割も期待されており、昨年度に引き続き、地域と密接な関係作りを進め、将来的な人材確保に繋げるためにも、従来以上のボランティアの受け入れや学生の福祉体験の受け入れを推進する。

○重点的な取組み

(1) 入居稼働率の向上

- ア. 入居者の事故リスクを軽減することで事故による入院を防ぐよう努める。事故予防を目的として、インシデントの情報を生かすこと、事故を予見して転倒等の予防に資する取り組みを進める。
- イ. 事故が発生した場合には、同様の事故が発生しないための具体的な対策を立て、実行する。実行後の成果を確認し、継続的に入居者の状態変化に対応できる体制を作る。
- ウ. 退所者が出た後、新たに入居するまでの調整を迅速化させ居室の空床期間を短期化させる。
- エ. 入院者の減少のためにも、一層入居者の健康管理に重点を置く。清潔な環境の保持、リハビリ、状態に応じた食事形態・水分補給などの視点から体調が長期的に安定するよう取り組む。
- オ. 看護の専門性・サービスの質を高め、医師の指示のもと施設での点滴等、医療的な支援の可能性を広げ、入院増を防ぐ。
- カ. 余市協会病院との連絡調整を定期的に行い、退院が必要だが行き場のない方の入所も検討していく。

(2) 中重度者の入所受け入れ

- ア. 介護保険制度改正により、要介護3以上の方の優先入所、要介護1・2は4つの条件（認知症による意思疎通が困難、精神症状により意思疎通が困難、虐待を受けている可能性が高い、単身でかつサービスを受けることができない）いずれかに該当しなければ入所が出来なくなるといった特例に応じた入所判定を行う。
- イ. 看取り介護体制を積極的に推進し、最後まで入居者の生活を支える体制を強化する。
- ウ. 登録特定行為（介護職員の喀痰吸引）事業所として、講義・実技研修を受講した登録特定行為従事者となる介護職員により、必要な入居者に喀痰吸引を実施する。また、喀痰吸引の研修に複数職員を出し、重度化に対応できる体制作りを一層進める。

(3) 業務効率化とコスト削減

- ア. 職員のスキルアップ、業務の分担化などを一層進め時間外業務の削減を進める。また、無駄と考えられるコストの削減に取り組む。

(4) 地域貢献と将来的な人材確保へ向けた取り組み

- ア. ボランティアを積極的に受け入れる。ボランティアの方が生きがいややりがい、楽しさを感じることでできるボランティア活動を企画する。
- イ. 地域の学生を対象にした福祉体験・行事ボランティア活動の機会を企画し、高齢者福祉の仕事に就職したいと思えるような受け入れ環境を整備する。

(5) 人材育成のための職員の学習と成長の機会の確保

- ア. 施設内外の各研修会に積極的に参加させ、業務に対する知識・技術の向上に努めるとともに職員全体のレベルアップを図る。
- イ. 介護福祉士取得へ向けた模擬試験の実施、学習場所の提供など、施設として資格取得の支援を行う。

(6) 顧客（入居者・家族）満足へ向けた接遇力とサービスの質の向上

- ア. 挨拶・言葉使い・態度などの接遇姿勢を向上するための仕組みを見直し、誰に対しても気持ちの良い、一層外部の方も入り易い、相談しやすい環境を作っていく。
- イ. 入居者とのかかわり・会話からニーズを拾い上げて支援に繋げるなど、一人一人に目を向けた生活支援を行う。
- ウ. 介護記録を開示、家族への連絡、家族懇談会などでの情報交換で施設で行っていることを可視化し、家族とのパイプを太くする。
- エ. 季節に応じた行事、また、職員・入居者・家族の交流が深まる全体行事を実施する。また、児童養護施設桜ヶ丘学園との児童との交流を行うことで、お互いの心身が活性化するような取組を行う。
- オ. 基本的な介護力を低下させない。入居者の身の回りの清潔管理は勿論、下剤見直し等の排せつケア、褥瘡予防のスキンケア、プライバシーの保護など、徹底を図る。
- カ. 認知症の方の周辺症状が落ち着き、安心して生活が出来るような支援を行う。
- キ. リハビリに関する指導業務を委託している理学療法士の指導により、機能訓練指導員、介護職員による計画的な個別リハビリ・シーティングを実施する。
加えて、福祉用具の見直し等により利用者の機能の維持・向上、職員の介護負担の軽減を進める。

(7) 新人職員教育体制の強化

- ア. 新人職員教育の担当制・業務状況の確認と問題の改善・リーダー職員等と新人職員との定期個別面接での業務成果の評価等により意欲をもって勤務できるような教育体制作り努めていく。
- イ. 特に介護未経験の新人職員に対して、定期的な介護技術研修を実施し、日常業務で学ぶ内容を掘り下げた研修により根拠に基づいた介護、現場で生かす技術を身に着けさせる。

(8) 施設介護サービス計画を生かした支援と記録化

- ア. 支援の個別化を推進するために生活支援アセスメント（身体・精神・生活習慣の分析情報）の情報を入居者の生活支援に生かす取り組みを進める。
- イ. 施設介護サービス計画作成過程で必要な、多職種によるアセスメント・担当者会議・計画見直しの際の評価を継続的に実施する。特に退院者の対応に関する担当者会議は退院当日に実施し、状態変化や支援方法の変更が無い確認・検討して対応を決定する等、状態にあった支援を行うことを徹底する。
- ウ. 入居者・ご家族から意見・希望を聞き、支援に生かす取り組みを進める。施設介護サービス計画作成、個別支援に参加して頂き、家族と連携した支援を提供する。
- エ. 支援の経過実施状況を適切に記録化する。ケアプランを入居者・家族と作成し、実施記録を公開することで家族と連携した支援を実施する。

(9) 食事内容・提供方法の改善の推進

- ア. より美味しい食事提供の在り方、他職種参加による献立企画を実施し環境含めた食事提供体制の活性化を図る。
- イ. 摂食・嚥下困難対応食を検討、導入し、入居者の嚥下機能に応じた安全で美味しい食事を提供する。
- ウ. より美味しく食べていただくために味だけではなく見た目の彩り、食器の見直しを進める。
- エ. 季節の行事食では旬の食材を献立に取り込み食事の演出などにも配慮する。カードやポスターを作成し、食事をより楽しめるための雰囲気作りを行う。
- オ. 入居者個別の栄養プランに基づいた食の提供をすると同時に、実施状況の記録化、状態の変化による食形態の変更を多職種で検討し適切に実施する。又、食事量の把握・体重管理を適切に実施する。
- カ. 嗜好調査を実施し、入居者の希望や意見をより一層取り入れた食事提供を行う。又、普段の食事提供においても利用者の方から意見をいただけるよう体制を整備する。

(10) 苦情処理及びリスクマネジメント体制の確立

- ア. 苦情対策委員会の活動を充実させ、サービスに対する苦情に対して速やかな改善が図られるよう取り組む。
又、苦情処理経過や事故に対する取組みを利用者、家族、地域住民に積極的に発信し、より透明性の高い施設運営に取り組む。
- イ. 事故の原因について多角的な視点（身体機能・生活環境服薬状況や尿意・便意等）から分析し、入居者の生活の制限にならない、かつ対応可能な対策を立てて実行する。
又、介護職員対象の事故事例検討会を実施することや事故データ分析を実施し事故予防に取り組む。

(11) 感染症予防など保健衛生対策の徹底

- ア. 感染症対策委員会の活動を活性化し、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染防止対策に万全を期す。
- イ. 緊急時に適切な対応ができるよう、看護職員の適正配置と介護職員の基礎的な医療知識向上に努める。
- ウ. 看護師の専門性を生かし、看護面から見た入居者の状態観察のポイント、緊急時対応、褥瘡予防や感染症予防など、介護職員への助言、学習会を企画実施し、介護のスキルアップを図る。

(12) 防災対策の推進・強化

- ア. 非常食・緊急医療品・懐中電灯等の常備、施設内外の危険箇所の点検・改善等防災対策を徹底する。
- イ. 施設設備が完全に機能するよう、点検・整備を常に励行し、災害等の被害が拡大しないよう努める。
- ウ. 原子力災害・火災、地震などの災害が発生した場合、入居者・利用者の安全確保に迅速に対応できるよう、余市町と協力しながら避難計画案を策定する。

(13) 情報公開と広報活動の活性化

- ア. 施設運営の情報（苦情・事故、取組）をホームページへ掲載・ブログの更新・施設広報の発行により積極的に公開していく。施設広報については、年3回発行し、利用者家族や地域へ広く施設内の取組みを公開する。

(14) 居宅介護支援事業所へ短期入所生活介護計画書の提出

- ア. 短期入所生活介護利用者にかかる短期入所生活介護計画書を担当居宅介護支援事業所へ提出し、内容の共有化を図り、居宅ケアプランに基づいた個別サービスを提供する。

○平成27年度 通所介護事業・認知症対応型通所介護事業
デイサービスセンターフルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○はじめに

利用者が自宅や住みなれた地域で末永く安心して暮らせるよう生活を支え、尊厳ある自立した自分らしい日常生活が可能な限り継続出来るように、個々の生活環境・生活形態に即した個別支援・自立支援を中心とした生活に着目した独自のサービスの充実と強化を図り、利用者・利用者家族・地域住民から信頼されるセンターとなるよう一層努める。

○重点的な取組み

(1) 利用者・家族が求めるケアの充実

- ア. 個人の経験や趣向を活かしながら、利用者が自ら選択して充実した時間を過ごし、明確な目的を持ったサービスの利用が出来る体制作りに努める。
- イ. 利用者や家族・担当介護支援専門員、他の関係機関や地域住民活動と連携を図りながら利用者の在宅生活の支援に努める。
- ウ. 連絡帳等で家族との情報交換を密にし、利用者・家族の意見を積極的に取り入れ、要望には迅速に対応し、サービスの透明性とデイサービスの一層の理解に努める。
- エ. 利用者の生活アセスメントを実施し、より個別の生活状況に応じた機能訓練を計画に基づいて提供し、身体機能・生活機能の維持・向上を図る。
- オ. 安全な送迎の実施のために、安全運転管理者・車輛管理責任者を中心として安全教育を徹底し、運転の技術の向上を図り、車輛の管理、日常点検・整備を行い、送迎中の安全性をより重視した体制をとり、利用者・家族にとって事故の無い安全で安心した利用に繋げる。

(2) 介護予防を念頭に置いたサービス体制の見直し

- ア. 各居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと連携を図り、要介護状態を予防しながら在宅生活を送ることが出来るよう、自立支援に重点を置いたサービス提供体制の整備を図る。

- イ. 楽しみながら出来るリハビリの取り組みを見直し、利用者個々の課題に即した個別ケアや機能訓練、日常生活機能の向上を目的としたサービスを計画作成・提供し、自立した日常生活の支援のために、より良い影響が出るような予防サービスの改善を図る。

(3) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 会議・施設内研修を積極的に実施し、更なる資格の取得等の学習する機会を持つことを奨励するなど職員の資質向上を図る。また他のデイサービス事業所や外部研修への参加を検討するなど、サービスを客観的に自己評価する機会を作る。
- イ. 職員が一致協力して運営にあたることができるよう、職員の育成体制や業務分担の見直しなどを一層推し進める。
- ウ. 事故防止の徹底とリスクマネジメント体制の整備・確立のために、職員間の情報共有を徹底し、事故予防や事故対策の取り組みを一層推し進める。
- オ. 認知症高齢者や重度化する利用者の増加に対応出来るよう、職員の介護技術のより一層の向上に努める。
- カ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等においては無駄を省いた運営に留意するよう努める。
- キ. 全職員が利用者や家族に対して適切で印象のよい接遇ができるよう、現状の接遇姿勢の課題を改善する。

(4) サテライト型デイ「ぷらっと・よいち」・「よいち銀座はくちょう」・共用型指定認知症対応型通所介護事業所との連携

- ア. プらっと・よいち、よいち銀座はくちょう、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の運営状況を把握し、その取り組みの中で参考になる点をサービスに取り入れるよう努める。
- イ. デイサービスが中心となって業務全般における情報を相互に共有し、連携する事で互いのサービスの質の向上を図る。

(5) 通所介護計画書をもとにしたサービスの提供体制の見直し

- ア. 利用者の身体的・精神的な状態を正確に記録し、そのデータ及び介護支援専門員による介護支援計画を基に適正な通所介護計画・予防通所介護計画書を作成、個々の心身の状況に応じた援助に努める。
- イ. 作成した通所介護計画書・予防通所介護計画書を担当介護支援専門員に提出し、居宅サービス計画と個別サービス計画が連動性を重要視した通所サービスを提供する。
- ウ. 一定期間において、提供したサービスの根拠となる通所介護計画書・予防通所介護計画書の評価を実施し、サービスが利用者個々のニーズに則していたかどうかの見直しを適切に実施する。

(6) デイサービスの継続した利用者確保への取り組み

- ア. 各居宅支援事業所・地域包括支援センターと連絡を密にし、必要としている方が確実に利用できるよう連携を図り、安定した利用者確保に繋げる。
- イ. デイサービスのサービス内容を積極的に地域に向けて情報発信し、地域住民・在宅高齢者の体験的な利用の推進を行う等、新規利用者の確保に努める。

○平成 27 年度通所介護事業所 ぷらっと・よいち 事業計画書

○はじめに

利用者の自立した在宅での継続的な生活を実現する為に、より在宅生活に近い雰囲気、親しみやすく馴染みやすい環境で過ごして頂くと共に、近隣商店等の地域との関わりや、繋がりを一層強くしていくことで在宅生活の支援を継続していく。

○重点的な取組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 小規模型通所介護事業所の利点である家庭的な雰囲気をより一層充実させ、少人数でのサービスをより一層生かして個別のニーズに対応したサービス提供に努め、一層の利用者増に結びつける。
- イ. アセスメントをより徹底して行い利用者のニーズを的確に把握し、個別ケアサービスの更なる充実を図り、利用者がサービス内容の選択や決定を自主的に行い、利用者の生活向上意欲を高めることができるサービスの提供に努める。また、より一層利用者・家族の意見を取り入れ、要望に迅速に対応出来るサービス提供に努める。
- ウ. アセスメントを基に作成した通所介護計画書・予防通所計画書を担当の介護支援専門員に提出し、居宅サービス計画と個別サービス計画との整合性・連動性を高めるための情報の共有を図る。
- エ. 介護予防サービスの充実を図るために、近所への外出、近隣商店への買物、炊事や食事作り等のより生活に即したりハビリを行い、利用者個々の体力や筋力等の機能維持向上に努める。
- オ. 法人内のデイサービスセンター・銀座はくちょうや他事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの情報の交換・共有、及び連携を強化し、地域ネットワークの一層の充実を図る。
- カ. デイサービスの取り組みとして、利用者の希望や意見を取り入れて独自のサービス内容の開発に努力する。又、利用者と余市祭り等での地域交流を促進し、地域（近隣商店等）との交流も検討・人と触れ合うことでの相乗効果を得られる取り組みを検討する。

(2) 地域に密着した運営の徹底

- ア. 地域への広報活動の徹底を図り、玄関前に案内板を設置したり、近隣の商店等にデイサービス便りや行事の案内文を配布するなどして地域へ運営内容の周知を図る。また、本年度も地域住民の拠点（休憩所や集会所）として施設の開放を継続し、地域に密着した事業所としての存在基盤を確立する。
- イ. 事業所周辺の地域住民・商店・医療機関等と連携を図り、地域に根ざした事業所運営に当たる。

(3) フルーツ・シャトーよいち・銀座はくちょうとの連携強化

- ア. 本体施設のフルーツ・シャトーよいち・銀座はくちょうとの連携を一層強化し、法人本部への事業推進状況の報告を徹底する。
- イ. 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいち、他居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの相談窓口として活用していただき、利用を希望する地域住民に便宜を図る。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 現場の課題に対して、全員が一致した考えで取り組める体制ができるよう、サービス開始時と終了時(毎日)のカンファレンスを継続する。又、月1回本体デイサービスセンター及び、よいち銀座はくちょうと共に、デイサービス全体会議を開催し、より良い取り組みや、課題等の解決を行うことで、より効率の良い事業運営に努める。
- イ. 外部研修への参加や他事業所の見学、更なる資格の獲得等の学習する機会を持つことを積極的に奨励し、職員の資質向上を図る。又、研修で学んだ成果を施設内研修として施設内に回覧を行い、職員全員の資質向上を図る。
- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等においても無駄を省いた事業所運営に留意するよう努める。
- エ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の基礎とし、日々研鑽を重ね、実行するよう努める。

○平成 27 年度通所介護事業所 よいち 銀座 はくちょう 事業計画書

○はじめに

小規模通所介護事業として、多様化する利用者ニーズに応え、飲食店が軒を連ねる繁華街を拠点とし、従来型通所介護と一線を画した事業運営を行う。又、高齢者が継続出来るよう、地域でいつまでも安心して尊厳ある生活が継続出来るよう、個々の生活環境や生活形態に即したサービスの充実を図る。時に、再び繁華街に足を運び、青春時代に回歸する事により、力ある生活を取り戻して頂けるよう支援して行く。

○重点的な取組み

(1) 安定した事業所運営の確立

- ア. 小規模型通所介護事業所の利点である少人数のサービスを生かして個別のニーズに対応したサービス提供に努め、利用者の増加に結びつける。又、再び繁華街に足を運んでいただき、昔を懐かしむ機会を設けていただく事により、利用者に新たなモチベーションを提案する。
- イ. 利用者のニーズを的確に把握し、個別ケアサービスの充実に努め、利用者がサービス内容の選択や決定を自主的にを行い、利用者の向上意欲を高めるサービス提供に努める。又、積極的に利用者・家族の意見を取り入れ、要望に迅速に対応出来るサービス提供に努める。
- ウ. 平成 27 年度の介護保険制度改正に対応した、複数の選択的サービスを提供し生活行為向上に資する施設運営を行うとともに、利用者個々の課題に即した個別ケアや機能訓練を提供し体力・筋力の維持向上を促進し、利用者の生活改善に直結するサービス提供に努める。
- エ. 法人内のデイサービスセンターや他事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの情報交換及び連携強化を図り、地域ネットワークの充実に努める。当時に、近隣の仁木町地域包括支援センター、仁木町社会福祉協議会との連携を強化する。
- オ. デイサービスの取り組みとして、独自のサービス内容の開発に努力する。又、利用者と地域交流を促進し、地域（飲食店等）との交流も検討・人と触れ合うことでの相乗効果を得られる取り組みを検討する。

- カ. 通所施設として目標とする充実した在宅生活の実現は他施設と共通しているが、そのアプローチを利用者個別嗜好性に最大限配慮した極め細やかなサービス提供を行う。
- キ. 個別の通所介護計画書を担当介護支援専門員に提出し、居宅プランに基づいたサービスを提供する。

(2) 周辺地域との良好な関係の構築

- ア. 当施設は適切な介護施設であることを、地域への広報活動の徹底を図ると同時に、玄関前に案内板を設置したり、近隣の飲食店等に案内文を配布するなどして地域に運営内容の周知を図る。繁華街の中の介護施設事業所としての存在基盤を確立する。
- イ. 事業所周辺の地域住民・飲食店・医療機関等と連携を図り、地域に根ざした事業所運営に当たる。

(3) フルーツ・シャトーよいちとの連携強化

- ア. 本体施設のフルーツ・シャトーよいちとの連携を強化するとともに、法人本部への事業推進状況の報告を徹底する。
- イ. 居宅介護支援事業所フルーツ・シャトーよいちや地域包括支援センターの相談窓口として活用していただき、利用を希望する地域住民に便宜を図る。

(4) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 現場の課題に対し、全員が一致した考えで取り組めるよう、サービス終了時(毎日)のカンファレンス、月1回の会議を実施する。職員の和を重視し、あらゆる情報を共有し、互いに協力しながら運営できる体制整備に努める。
- イ. 外部研修への参加や他事業所の見学、更なる資格の獲得等の学習する機会を持つことを積極的に奨励し、職員の資質向上を図る。又、研修で学んだ成果を施設内研修として施設内に回覧を行い、職員全員の資質向上を図る。
- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等において無駄を省いた事業所運営に留意するよう努める。
- エ. サービス提供の根幹を適切な接遇姿勢と心得、日々研鑽を重ねてゆく。

- オ. 同一法人内デイサービスセンター3事業所が、情報の共有と、相互に運営への参画を行う事で、協力体制を強固にし、利用者へ上質なサービス提供を目指す。

○平成２７年度認知症対応型共同生活介護・共用型認知症対応型通所介護事業所
高齢者グループホーム フルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○はじめに

利用者の生活に運動・家事・季節行事・趣味活動・外出などの機会を増やし、グループホームの生活が活性化されるよう、取り組んでいくと共に、利用者が地域とのつながりを持ち、明るく元気に暮らし続けられるよう支援する。

さらに、利用者の心身状況をアセスメントして、事故リスクの軽減を図り、安定した事業所運営に一層努める。

○重点的な取り組み

(１) 利用者主体のケアの充実

- ア. あたたかい家庭的な雰囲気継続的に提供し、その方のペースに合わせたケアの提供、利用者の尊厳を保ち安心して生活して頂けるよう支援する。
- イ. 日常生活において利用者の日々の変化をアセスメント（身体機能・精神機能や認知症の状態を分析）して、利用者のニーズを再調査し、利用者一人ひとりの身体的・精神的な状態に応じた介護を行う。
- ウ. ケアプラン策定においては家族に積極的に参加していただき、利用者・家族の要望を反映し充実したケア提供に努める。
- エ. 共用型デイサービスにおいて、利用定員３名の少人数デイサービスの特徴を生かし、個々の要望に応じたケアを提供できるよう支援を行なうと共に、グループホーム利用者との交流を通して、日常生活における楽しさを見い出し、認知症の緩和が図れるよう支援を行なう。
- オ. 今年度もアロマセラピーを積極的に取り入れ、利用者とのコミュニケーションを増やし、浮腫みの軽減が図れるよう継続実施し、効果測定をしていく。

(２) 併設の介護保険サービス事業者等との連携・協力

- ア. 併設の介護老人福祉施設、通所介護施設等と連携・協力し

運営にあたり、その機能を最大限に活用する。

- イ. 余市グループホーム連絡協議会等と情報共有を図り、地域の認知症ケアの実態を把握する。運営に生かせるものがあれば取り入れていく。
- ウ. 運営推進会議において、利用者のケアや地域交流等について意見を頂き、そこでの意見をサービス向上に生かしていく。
- エ. ターミナルケアの要望があれば看取りに関する指針に基づき、利用者等に対し十分な説明を行い、理解を得た上で医師や医療機関と連携し、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援する。
- オ. 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等と連携し、利用者家族との連絡調整を行い、利用者が安心した生活を送れるよう積極的に支援する。
- カ. 緊急時等の医療対応については、併設の介護老人福祉施設フルーツ・シャトーよいちの医務スタッフ及び協力病院である「余市協会病院」の支援を受けて利用者の生命の安全確保に努める。

(3) 職員の資質向上と研修充実

- ア. グループホーム内部の接遇の強化を図ると共に、定期的に接遇の確認・見直しを行い、接遇姿勢向上に取り組む。
またその接遇姿勢により、一層利用者や家族から信頼されるグループホームとなるよう努める。
- イ. グループホームにおけるケア手法について学習会の実施・内外部への研修の機会を積極的に設け、職員の資質の向上を図る。
- ウ. 法人内リスクマネジメント委員会と連携を図り、過去の事故事例を生かし日常的に事故を未然に防ぐと共に、利用者の体調変化に早期に気づき、初期対応が出来るよう内部研修にて学習し、安定した事業所運営に努める。
- エ. 認知症高齢者・若年性認知症の理解を深めるため、研修会に積極的に参加させることで、サービスの質を高める。
- オ. 介護の質の向上を目標とした業務改善に関する意見・考えを職員自らがグループホーム職員に発信できるような人材像を目指して職員の育成に取り組む。

○平成２７年度訪問介護事業所 ヘルパーステーションふる一つ 事業計画書

○はじめに

平成２７年度介護保険改正の事業所運営の大きな転換に対応して行く。多様なニーズに応じて介護保険制度上の適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に、訪問介護事業所の職員が一体となって支援する。居宅、病院、各種関係機関との連携を通し地域包括ケアの一端を担うように努力をする。

○重点的な取組み

（１）安定した事業所運営の確立と事業規模拡大について

- ア. 利用者から信頼される事業所作りを行う。漫然とサービス提供を行うのではなく、利用者の表情、言動居室の小さな変化にも気付き、職員個々が情報を持ち帰り討論を行い、精査された情報を担当ケアマネへ速やかに報告し、最適なケアへと還元し利用者へ提供する。
- イ. 地域包括支援センター、各居宅介護事業所から信頼される事業所作りを行う。予防及び居宅介護計画の遵守は無論のこと、情報の共有を密にし意思疎通を積極的に行い、相互理解を深めさらなる利用者の獲得につなげる。
- ウ. 訪問介護三本柱、身体介護、生活介護、輸送介護のうち身体介護（通院介護）高収益が見込めることもあり、人材確保も含め今年度の事業所の本柱とする。
- エ. 快適な職場環境は、職員のモチベーション維持には欠かすことができない。職員間の良好なコミュニケーションを促したり、職員個々が抱える課題を積極的に全員で解決してゆくチームワークを養い、利用者へのサービス提供に集中ができるようにする。
- オ. 定期的に訪問介護事業所会議、学習会、講習会、外部研修の参加等で職員全体のスキルアップを図り、活発な意見交換を行い、報・連・相の徹底で利用者サービスの充実及び適正化を図る。
- カ. 個別の訪問介護計画を担当介護支援専門員に提出し、居宅ケアプランに基づいたサービスを提供する。

(2) 地域に密着した運営の徹底

- ア. 利用者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活をこれからも送って頂けるよう、それぞれが抱える課題に即し時には周辺住民の理解やケアマネージャに報告をし、協力を得ながら解決して行く。
- イ. フォーマル、インフォーマルの両面から、安否の確認等の生活支援を要する場合、利用者が安心して過ごせるように、必要な場合は、訪問介護事業所、関係機関、周辺住民と連携し円滑な情報共有を行い地域で包括的なケアを提供して行けるよう橋渡しをする。

(3) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 訪問介護事業所として適正な管理運営に努める。
- イ. 介護職員として、地域で活動するに資する能力を養うべく外部研修の参加や事業所内の学習の機会を設け資質向上を図る。また、月に1回訪問介護事業所会議を開催し、積極的な意見交換を通し、より良いサービスの質の向上を重ね、業務を円滑にする為の努力をする。
- ウ. 職員は効率的な施設運営のために、経費等において無駄を省いた事業所運営に留意するよう努める。
- エ. 報（報告）・連（連絡）・相（相談）の徹底を図り、日々変る利用者の健康状態等を介護員全員が把握できるように（サービス経過記録など）に努める。また、介護員自身の健康管理にも十分配慮できるように努力する。
- オ. サービス提供の根幹を適切な接遇姿勢と心得、個人情報の取り扱いにも十分注意をして行く。
- カ. 訪問計画書の作成の徹底とカードインデックス様式を用いて利用者お一人お一人の日々の変化を職員に共有できるように努力する。

○平成27年度 フルーツ・シャトーよいち訪問看護ステーション 事業計画書

○はじめに

訪問看護ステーションでは障害や病気を抱える人々を対象として、より多くの関係諸機関と連携を深め、誰もが安心してその人らしい生活・人生を送ることができるよう支援を展開いたします。また今年度は介護保険報酬改正に伴い、在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する観点から、充実したサービス提供する事に努める。

○重点的な取り組み

(1) 各関係機関との連携強化

- ア. 各介護サービス事業所や医療機関等との連携を強化し、障害者・高齢者が安心して地域で生活できるよう支援を行う。
- イ. 各介護サービス事業所や医療機関等と情報交換を積極的に行ない、利用者に対して適切にサービスが提供されているのか実態把握に努める。また、訪問看護計画書を担当介護支援専門員に提出し、看護サービスの連携を図る。
- ウ. 地域包括ケアシステムの構築推進するため、地域ケア会議に積極的に参加し、関係者や地域との連携強化を図り、高齢者の自立した生活を営むことが出来る様支援する。

(2) 事業所運営安定化の取り組み推進

- ア. ステーション内で計画的な事例検討や研修を実施し、質の高い最新の医療サービスを提供する事により事業安定の取り組みを強化する。
- イ. 居宅・包括・医療機関等との連携で必要な人に適切な看護サービスを提供し運営の安定化を図る。

(3) 地域社会から信頼される事業所作り

- ア. 積極的に地域に出向き、医療ニーズの把握に努める共に適切なサービス提供を行なう。
- イ. 24時間訪問・連絡体制をとり、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保する。

○平成27年度 居宅介護支援事業所 フルーツ・シャトーよいち 事業計画書

○はじめに

中重度者の要介護者や認知症高齢者等が住み慣れた地域で継続して生活する事ができるよう、医療との連携強化を目指すと共に、地域包括支援センターやその他関連機関と連携を緊密に行い、介護保険事業が適切に提供されるよう積極的に関わるように努めていく。事業所内外の研修等を通じて、介護支援専門員個々の能力向上を図り、質の高いケアマネジメントを提供し、利用者が安心して生活する事ができるよう支援致します。

○重点的な取組み

（１）地域包括支援センターや関係機関との連携強化

- ア. 地域包括支援センターとの連携を緊密にし、介護保険サービスが必要な利用者に適切な支援を行う。
- イ. 各介護サービス事業所や医療機関等との情報交換等を積極的に行い、連携を強化し、高齢者・障害者が安心して住み慣れた地域で生活できる支援を行う。
- ウ. 各居宅サービス事業所と共通意識のもと、利用者に整合性ある適切な介護サービスを提供していくために利用者個々の計画書提出を各居宅サービス事業所に求める。
- エ. 地域包括ケアシステムの構築推進するため、地域ケア会議に参加し、関係者や地域との連携強化を図り、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援・高齢者の実態把握に努める。

（２）事業所運営安定化の取り組み推進

- ア. 業所内外で計画的な事例検討や研修を実施し、質の高いケアマネジメントを提供すると共に、人材育成に関する協力体制を整備する事で、特定事業所加算（Ⅱ）を算定し事業安定の取り組みを強化する。
- イ. 紹介する居宅サービス事業所に偏りが無いよう、公正中立で質の高いケアマネジメントの提供に努めていく。
- ウ. 地域包括支援センターとの連携で介護予防プランの再委託を受け運営の安定化を図る。

(3) 地域社会から信頼される事業所作り

- ア. 積極的に地域に出向き、介護ニーズの把握に努めると共に、利用者個人の心身状況や家族の状況について、アセスメントを実施し、状態に即した質の高いケアマネジメントを提供する事で、地域から信頼される事業所となることができるよう努める。
- イ. 介護老人福祉施設との24時間連絡体制をとると共に、利用者に関する情報共有を図り、利用者が自宅で生活する事ができない状態となった場合、適切なアセスメントによって緊急的に短期入所生活介護を円滑に利用することができるよう努める。

○平成 27 年度 余市町地域包括支援センター 事業計画書

○はじめに

余市町地域包括支援センターの利用促進に向けた様々な普及・啓発活動に努め、地域の高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、安心して老後の生活が送れるよう積極的な支援活動を推進する。

又、福祉・保健・医療などの関係機関や各地区の民生委員・区会等の協力を得てニーズを的確に把握し、高齢者に対する適切なサービスの利用促進を図る。

今後の推進が必要とされる「地域包括ケア」については、余市町と協議しながら地域が一つの組織となるように役割分担をし、定期的な「地域ケア会議」を開催して効果的にサービスが提供されるように取り組んでいく。

また、地域課題の把握と共に、政策提言が行えるシステム作りについても、余市町と協議しながら実現可能な会議として位置づけていく事が望まれる。

○重点的な取組み

(1) センター運営安定化の取り組み推進

ア. 町との連携のもと、適切な介護予防支援体制の推進に努める。

イ. 居宅介護支援事業所等の関係機関との連携強化に努め、支援が必要な高齢者に対して積極的なセンター利用を促進し、困難事例を地域ケア会議で取り上げるなど、地域住民の協力を得ながら取り組む。

ウ. 民生委員協議会の地区定例会に参加するなど、関係団体との連携を図り、二次予防高齢者の把握に努めるとともに、二次予防高齢者として決定された方を適切な介護予防事業の利用に繋げる。

エ. 地域包括支援センター運営協議会への情報提供を行い、意見等を頂きながら公正なセンター運営を図る。

オ. 介護予防や包括ケアに関する勉強会、講演会の開催など、様々な機会を利用した普及啓発活動の実施に努める。

(2) 職員の質の向上の取り組み推進

- ア. センター職員が外部の研修会に参加することにより、積極的に職員の資質向上に努める。
- イ. 地域包括支援センターのシステム活用を強化し、介護予防ケアプラン作成業務の充実に努める。
- ウ. センター職員に必要な資格取得を積極的に推進する。

(3) 地域社会から信頼されるセンター運営

- ア. 利用者の意向を最優先とし、公正・中立を基本とした業務を実施する。
- イ. 町内各介護予防サービス事業者に対しては、地域包括支援センターの設置及び運営に関する要綱に基づき適切に対応する。

(4) 他市町村の地域包括支援センターとの連携強化

- ア. 後志における地域包括支援センター間の意見交換会による連携強化を図り、様々な事例に関する対応策等を研究するなど、二次予防高齢者や一般高齢者の適正な地域支援事業の利用と要支援者への適切な介護保険サービス利用を促進する。

- 平成27年度小規模多機能型居宅介護事業所 ほっとハウス・よいち
- 平成27年度サービス付き高齢者向け住宅 ふる一つの郷

事業計画書

○はじめに

利用者がこれからも住み慣れた地域で在宅生活を送る事が出来るように、通い、訪問、宿泊のサービスをさまざまなニーズや課題に即した、柔軟かつ効果的な包括ケアとして提供する。また、地域、医療、自治体と情報共有を密にし、それらと利用者を結びつける架け橋となることで、社会参加を促すと同時に周辺住民の事業所に対する認知度を上げ地域に根ざした運営を行なう。また、ふる一つの郷では、高齢者がこれからも安心な生活を送るための基盤として安定した運営を行なう。

○重点的な取組み

(1) ほっとハウス・よいちの安定した事業所運営の確立

- ア. 小規模多機能型居宅介護事業所の利点、通い、訪問、宿泊の包括的サービスを町内各居宅、医療相談課へ積極的に広報することで利用者獲得につなげる。
- イ. 利用者と同じ目線で向き合い、コミュニケーションを中心とした心の交流を経て、馴染みの関係を築き、心身の変化の把握や、利用者の要望をもらさず拾い上げ、きめ細かなサービス提供を行うことで末永く利用できる環境を作る。
- ウ. 利用者や、家族の希望や、課題の解決に真摯に取り組み介護、看護双方の意見を取り入れた居宅計画を立案し全職員で課題を共有しサービス提供を行なう。
- エ. 柔軟なサービス提供ができる利点を生かし、他の介護サービスでは対応のできない短時間や長時間のデイサービス及び訪問介護サービス等を提供し暮らしの補完的役割を果たすことで利用者の満足を得る。

(2) 地域に密着した運営の徹底

- ア. 事業運営推進会議、区会活動を中心としたかかわりや周辺商業施設の利用を通し地域に密着した、開かれた事業所運営を行なう。区会に入会している利点を生かし各種

会合で事業所の紹介を行い、地域住民の認知度をあげるとともに運営の理解を得る。

(3) フルーツ・シャトーよいち・居宅支援事業所及び地域包括支援センターとの連携強化

- ア. フルーツ・シャトーよいち居宅支援事業所との情報共有を密にし、良好な関係を構築することで新規利用者獲得につなげる。さらに地域包括支援センターとの関係強化を行い、利用者の相談窓口として活用していただき在宅生活の不安を解消していただく。

(4) ふる一つの郷の安定した事業所運営の確立

- イ. 町内外の各医療機関相談課、各宅介護介護支援事業へ積極的に出向き、空き状況や、事業所のサービス内容を宣伝する。
- ウ. 入居者の心身状態の把握を常に行い、家族や担当ケアマネと連携し、必要なインフォーマル、フォーマルサービスを提案し健康的な生活を送っていただく。
- イ. 入居者同士が対人関係や、生活音などの問題を抱えないよう、迅速に対応し問題解決をしてゆく。

(5) 職員の資質向上と職場環境の改善

- ア. 職員同士の情報共有や業務の連携を強化するとともに、労働環境、健康状態にも留意し、利用者サービスに最大の効果が発揮できる職場環境を作る。
- イ. 定期的に事業所会議を開催し利用者サービスの更なる向上を目指し、やりがいや、達成感を感じることで創造的サービスを作る。
- ウ. 職員は無駄な経費を浪費することなく効率的な運営を心がける。
- エ. 適切な接遇姿勢をサービス提供の礎と知り、創意工夫を経て、最良のサービスに至る一連の流れを全職員で共有する。

○平成27年度 余市町訪問配食サービス事業 事業計画書

○はじめに

余市町と連携を図りながら、余市町訪問配食サービス事業実施要綱に基づき適正なサービスの実施に努める。また、地域の独居または高齢者夫婦世帯に対し、安否確認を適切に行い関係機関との連携を図る。

○重点的な取組み

(1) 訪問配食サービス事業の運営安定化の取り組み推進

- ア. 余市町と連携し、サービスが必要な利用者については、適切なアセスメントをもとに早期利用の体制整備に努める。
- イ. 継続利用者については、余市町高齢者福祉課・在宅介護支援センター等の関係機関でつくる「余市町訪問配食サービス調整ケア会議」にて、再アセスメントを行い6ヶ月毎の利用の確認を行う。
- ウ. 訪問時には、利用者の様子や会話に注意深く対応すると共に、日常生活に変化が無いことを確認し、変化がある時や安否が確認できない時などは直ぐに『余市町包括支援センター』等と連携を図りながら、家族対応を含めて本人の安全の確認に努める。

(2) サービスの質の向上

- ア. 利用者の食事形態に合わせた食事内容とし、健康に配慮した上での嗜好を取り入れ、健康で自立した食生活の一端を担っていく。
- イ. 利用者に対しては、法人職員としての自覚を持ち、礼儀と節度ある接遇姿勢で臨んでいく。

○平成27年度 介護職員初任者研修事業所 フルーツ・シャトーよいち
事業計画書

○はじめに

介護技術のノウハウや、施設設備等の高齢者複合施設の機能を生かし、住民の福祉知識や技術の向上、マンパワー確保を目的として、介護職員初任者研修事業を実施する。

○重点的な取組み

(1) 専門的なカリキュラムの実施

ア. 制度下の初任者研修カリキュラムに基づき、より学習成果が高くなるような演習を企画し実施する。

(2) 実施案内方法の検討

ア. 新聞折り込みでの実施案内に加え、ホームページ・各事業所への直接案内、店舗ポスター掲示などで広く実施案内を行い、受講ニーズ確保に努める。

○平成２７年度 児童養護施設 櫻ヶ丘学園

事業計画書

○はじめに

児童養護施設櫻ヶ丘学園の事業理念を、

【すべての子どもたちが、夢や希望を持てるように】

と定め、利用する児童と家族に対して、人としての尊厳を守り、社会の一員として健康であり希望を持って生きていけるエネルギーを生み出せるよう、あたたかく支援してゆくことを目指していく。

事業理念に基づき施設運営の柱を、

- ・社会のニーズにこたえることのできる安定した施設運営を行う。
- ・地域社会に対して、施設機能を生かした貢献を行う。
- ・専門職としての使命感と責任感をもった職員意識の向上に努める。
- ・子どもたちの権利擁護に努め、個々がおかれている課題の理解と解決に向けた支援を行う。

ものとする。

平成２７年度事業は、児童の健全育成と自立に向けての支援の在り方、さらに子どもたちが安全安心に生活できる施設生活の充実のために事業を進めていくことに重点を置く。また、地域のニーズにある協力体制を整えるとともに、地域の期待に応えていける児童福祉事業の推進に努めていく。

○重点的な取り組み

(１) 児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けての取り組みを行う。

ア. 日々の支援活動を検証し児童養護施設としての役割を理解する中で児童の健全育成と自立に向けての支援、安全安心のできる施設生活を展開する。

イ. 地域小規模児童養護施設の充実と新たな地域小規模児童養護施設開設に向けての準備をおこなう。

ウ. 小規模グループケアの生活支援を充実させる。

エ. 心理療法担当職員による心理的ケアを充実させる。

- オ. 看護師の配置に向けての取り組みを行う。
- カ. 児童養護施設における食育を考察し推進していく。
- キ. ユニットケアの特徴を生かした支援の展開を充実させる。また、大舎制の中でもユニットケアでの生活体験をさせる工夫を進める。
- ク. 生活の主体である子どもたちの意見や活動を日常生活支援により反映させる取り組みを構築する。

(2) 社会のニーズ、地域のニーズや期待に応えていく取組

- ア. 里親支援専門相談員の継続配置と一層の充実を図る。
- イ. 児童家庭支援センターの開設に向けての取り組み。
- ウ. 仁木町以外の子育て支援短期利用事業の取り組み。

(3) 職員の意識の向上と専門技術の向上を図る。

- ア. 日々の業務の中で報告・相談・連絡の徹底を計り責任ある業務を行う。
- イ. 日常業務の在り方を検証する。(業務マニュアルの精査)
- ウ. 各人の役割を明確にし、役割を理解し、各人が責任をもって円滑に業務の執行を行う。
- エ. 内外研修等を通し専門技術の向上を図る。

○平成27年度 地域小規模児童養護施設 さくら

事業計画書

○はじめに

児童養護施設桜ヶ丘学園の事業理念を、

【すべての子どもたちが、夢や希望を持てるように】

と定め、利用する児童と家族に対して、人としての尊厳を守り、社会の一員として健康であり希望を持って生きていけるエネルギーを生み出せるよう、あたたかく支援してゆくことを目指していく。

事業理念に基づき施設運営の柱を、

- ・社会のニーズにこたえることのできる安定した施設運営を行う。
- ・地域社会に対して、施設機能を生かした貢献を行う。
- ・専門職としての使命感と責任感をもった職員意識の向上に努める。
- ・子どもたちの権利擁護に努め、個々がおかれている課題の理解と解決に向けた支援を行う。

ものとする。

○地域小規模児童養護施設 さくら

児童養護施設桜ヶ丘学園の事業理念と施設経営の柱に基づき、本体施設の分園として余市町にて事業を展開する。

定員を6名までとし、児童の権利擁護、最善の利益を追求するために健全育成と自立に向けての取り組みを行う。

また、子どもたちがごく当たり前に安心して暮らす家としての機能の充実をはかる。

○重点的な取り組み

- (1) 家庭的な生活に近づけ、児童の権利擁護、最善の利益を追求し、健全育成と社会的自立に向けての取り組みを行う。
- (2) 地域社会の一員として社会生活を通し社会的自立に向けての取り組みを行う。

○平成27年度 児童福祉施設 にき保育園

事業計画書

はじめに

保育所は児童福祉法に基づいて保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としている。にき保育園では保育所保育指針に則り、養護と教育の充実を更に強化し、その成果が子どもにとって実感でき、保護者にとって分かる保育提供に努める。

重点的な取り組み

- (1) 質の高い幼児期の教育・保育の提供
 - ア. ヒップホップダンス、英語指導の充実を図る。
 - イ. 乳児期の安定した生活を支える保健衛生環境の向上に努める。
 - ウ. 幼児期の主体的に学べる環境を整え、意欲的に生活を送る仕組みづくりを行い、確かな学力が身に付くよう取り組む。
- (2) 地域子育て支援の推進
 - ア. 子育て家庭が保育園の機能を知り、入所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等の保育サービスを利用できるよう広報活動に努める。
 - イ. 地域子育て支援拠点事業との連携を図り、相互の機能を活かしながら、地域利用者への支援サービスの提供を行う。
- (3) 保育士の資質向上
 - ア. 積極的な情報共有の仕組みを作り上げ、学び合う風土作りを行う。
 - イ. 保護者に保育・教育の成果が見える、伝わるかわりを行う。

○平成27年度 地域子育て支援拠点 おおきな木

事業計画書

はじめに

家庭で子育てしている親子に対し、育児不安や子育ての孤立を解消するよう積極的に取り組む中で、親同士の出会いと交流の場として、また子ども達が自由に遊び関わりあう場として、地域の親子・家庭・地域社会の交わりを作り出す場としての機能を十分に果たす。

重点的な取り組み

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
ア. 地域出生状況、子育て親子の今必要とされるニーズを常に把握しながら、イベントや交流などの機会を提供して利用向上につなげる。
- (2) 子育て等に関する相談・援助の実施
ア. 他機関との連携を図りながら、相談援助の充実を図る。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
ア. 保育園との連携を図りながら保育園での取り組みを知る機会の提供をする中で、入所や一時預かり等の利用についての情報提供を積極的に行う。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施
ア. 地域の子育て親子に役立つ情報を提供するため、毎月1回外部講師による講習会の実施を行う。